

4 文科高第 1 7 4 9 号
令和 5 年 2 月 2 4 日

各 都 道 府 県 知 事
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
殿

文部科学省高等教育局私学部長

私立学校に係る教育基本法第 14 条第 2 項その他の法令の規定の
遵守について（通知）

本年 4 月に統一地方選挙が行われる予定です。

平成 27 年 7 月 28 日付け 27 文科初第 606 号「公職選挙法等の一部を改正する法律の公布等について（依頼）」等でもお示ししているように、学校は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 14 条第 2 項により、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動が禁止されています。また、教員は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 137 条において、その地位を利用した選挙運動を行うことが禁止されています。

また、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 43 号）により、選挙権を有する者の年齢が年齢満 18 年以上となっており、高等学校、中等教育学校及び高等部を置く特別支援学校（以下「高等学校等」という。）にも選挙権を有する生徒が在籍していることを踏まえ、平成 27 年 10 月 29 日付け 27 文科初第 933 号「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」において、高等学校等の生徒が公職選挙法等の法令に違反することがないように指導し、選挙運動その他の政治的活動について適切に対応すること等についてお示ししているところです。

別紙も御参照の上、各学校における関係法令の遵守に、改めて配慮をお願いします。

また、このことについて、所轄の私立学校に対し、御周知くださるようお願いいたします。

添付資料

【別紙1】公職選挙法等の一部を改正する法律の公布等について（依頼）

【別紙2】高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）

【別紙3】参考条文

【本件連絡先】

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係・企画係

電話：03-5253-4111（内線2532・2533）

E-mail：sigakugy@mext.go.jp

27文科初第606号
平成27年7月28日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
殿

文部科学省初等中等教育局長

小松 親次郎

(印影印刷)

文部科学省高等教育局長

吉田 大輔

(印影印刷)

公職選挙法等の一部を改正する法律の公布等について（依頼）

標記について、本年6月17日に「公職選挙法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が成立し、6月19日に公布されたことに伴い、総務省から当省に対し、別添のとおり依頼がありました。

改正法により、公職選挙法に定める選挙権を有する者の年齢が現在の満20年以上から満18年以上に引き下げられるなどの改正が行われました。改正法は、平成28年6月19日に施行され、施行日後に初めて行われる国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙等から適用されることとなり、適用される選挙期日の翌日以前に18歳の誕生日を迎える生徒は、選挙権を有することになります。

貴職におかれては、今回の改正法について十分了知されるとともに、高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部（以下「高等学校等」という。）においては、生徒に対し、国家及び社会の形成者として必要な政治や選挙への関心を高め、政治的教養を豊かにするための教育の充実を図ること、小・中学校段階においても、児童生徒の発達の段階を踏まえつつ、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養

うよう教育の充実を図ることについて御留意願います。また、学校教育においては、国立、公立及び私立のいずれの学校であるかを問わず、教育基本法等に定める学校の政治的中立を確保することが必要であり、各学校において関係法令を遵守した指導が行われるよう配慮願います。さらに、総務省から、別途各地方公共団体の選挙管理委員会に対し、貴機関等との連携について依頼文書が発出されておりますが、政治参加に関する教育を積極的に推進するためにも、本件に関して各地方公共団体の選挙管理委員会との適切な連携協力を御配慮くださるようお願いいたします。

なお、文部科学省においては、今回の改正を踏まえて、今後、昭和44年10月31日付け初等中等教育局長通達「高等学校における政治的教養と政治的活動について」の見直しを図るとともに、総務省との連携により、高等学校等の生徒向けの政治や選挙等に関する補助教材及び同補助教材の活用について教師向けの指導資料を作成し、全ての高等学校等に配布することを予定しております。

また、このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学におかれては、その管下の学校に対して、御周知くださるようお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局

電話：03-5253-4111

(教育公務員に関すること)

初等中等教育企画課 教育公務員係 (内線4675)

(学習指導要領に関すること)

教育課程課 教育課程総括係 (内線2073)

(生徒の政治的活動に関すること)

児童生徒課 企画係 (内線3054)

文部科学省高等教育局

電話：03-5253-4111

(国立大学の附属学校に関すること)

大学振興課 教員養成企画室 (内線2909)

国立大学法人支援課 法規係 (内線3760)

(私立学校の教員に関すること)

私学部私学行政課 法規係 (内線2531)

総行管第216号
平成27年7月17日

文部科学省生涯学習政策局長
河村 潤子 様

文部科学省初等中等教育局長
小松 親次郎 様

文部科学省高等教育局長
吉田 大輔 様

総務省自治行政局選挙部長
稲山 博司

公職選挙法等の一部を改正する法律の公布に伴う主権者教育等の充実
及び周知啓発について（依頼）

公職選挙法等の一部を改正する法律（以下、「改正法」という。）については、
本年6月17日に成立し、6月19日に公布されました。

改正法の成立に伴い、公職の選挙の選挙権を有する者の年齢について、年齢
満20年以上から年齢満18年以上に改めることとされ、公布の日から起算し
て1年を経過した日の施行日後初めて行われる国政選挙（衆議院議員の総選挙
又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後のその期日を公示又は告示される選
挙から適用することとされました。

改正法の施行に当たっては、今回の改正による選挙権年齢の引下げが、選挙
制度改革の中でも非常に大きな改正であることを踏まえ、新たに投票の権利を
得る若者の政治参加意識の向上に取り組むとともに、広く国民に対して周知を
図ることが重要となります。

なお、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における附帯
決議においても、政府は、「主権者教育及び若者の政治参加意識の促進に向けた
諸施策を速やかに実施するとともに、その一層の充実を図ること」及び「速や
かにかつ幅広く国民への周知啓発活動を行うこと」とされました。

つきましては、貴職所管の教育機関におきまして、選挙管理委員会や選挙啓
発団体と連携し、主権者教育及び若者の政治参加意識を促進する取組の一層の
充実を図っていただくとともに、学生・生徒等に対する周知啓発にご協力いた
だきますようお願い申し上げます。

【連絡先】

総務省自治行政局選挙部管理課
担当 中倉
電話 03-5253-5574

総行管第 2 1 7 号
平成 2 7 年 7 月 1 7 日

各都道府県選挙管理委員会書記長 殿

総務省自治行政局選挙部管理課長
(公 印 省 略)

公職選挙法等の一部を改正する法律の公布に伴う主権者教育等の充実
及び周知啓発について (依頼)

日頃より、選挙に係る啓発活動に御協力いただき、ありがとうございます。

さて、去る 6 月 1 7 日に、公職選挙法等の一部を改正する法律 (以下、「改正法」という。) が成立し、6 月 1 9 日に公布されました。

改正法の成立に伴い、公職の選挙の選挙権を有する者の年齢について、年齢満 2 0 年以上から年齢満 1 8 年以上に改めることとされ、公布の日から起算して 1 年を経過した日の施行日後初めて行われる国政選挙 (衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙) の公示日以後のその期日を公示又は告示される選挙から適用することとされました。

改正法の施行に当たっては、今回の改正による選挙権年齢の引下げが、選挙制度改革の中でも非常に大きな改正であることを踏まえ、新たに投票の権利を得る若者の政治参加意識の向上に取り組むとともに、広く国民に対して周知を図ることが重要となります。

なお、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における附帯決議においても、政府は、「主権者教育及び若者の政治参加意識の促進に向けた諸施策を速やかに実施するとともに、その一層の充実を図ること」及び「速やかにかつ幅広く国民への周知啓発活動を行うこと」とされました。

こうした状況を踏まえ、総務省においては、文部科学省と連携し、政治参加に関する教育のための高校生向け副教材を作成しているところであり、また、選挙権年齢の引下げに関し、広報誌・ホームページ等を利用した啓発を行うとともに、周知ポスター及びリーフレットの作成、シンポジウムやワークショップの開催などを予定しているところです。

つきましては、小・中・高等学校等、それらを所管する貴都道府県及び市町村の教育委員会等の関係部局並びに選挙啓発団体とも十分に連携し、主権者教育の一層の充実を図っていただくとともに、大学、専修学校等と連携し、キャンパス内での期日前投票所の設置や学生等の投票・啓発事務への参画など、若

者の政治参加意識を促進する取組の一層の充実、広報誌の活用等による周知啓発にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、別添のとおり、当省より文部科学省に対し協力依頼を行うとともに、文部科学省から都道府県教育委員会、大学及び専修学校等の関係機関に対しても、同趣旨の通知がされる予定であることを申し添えます。

また、貴都道府県内の各市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

【連絡先】

総務省自治行政局選挙部管理課

担当 中倉

電話 03-5253-5574

公職選挙法等の一部を改正する法律 概要

1 選挙権年齢等の18歳への引下げ関係 (第1条から第4条まで関係)

「公職選挙法」、「地方自治法」、「漁業法」及び「農業委員会等に関する法律」に規定する選挙権年齢等について、本則で、「18歳以上」への引下げの措置を講ずる。

2 施行期日関係 (附則第1条及び第2条関係)

この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行し、施行日後初めて行われる国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙から適用する。

3 選挙犯罪等についての少年法の特例等

(1) 選挙犯罪等についての少年法の特例 (附則第5条関係)

- ① 家庭裁判所は、当分の間、18歳以上20歳未満の者が犯した連座制の対象となる選挙犯罪の事件（以下「連座制に係る事件」という。）について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法第20条第1項の決定（検察官への送致の決定）をしなければならない。ただし、犯行の動機、態様等の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでない。
- ② 家庭裁判所は、当分の間、18歳以上20歳未満の者が犯した公職選挙法及び政治資金規正法に規定する罪の事件（連座制に係る事件を除く。）について、少年法第20条第1項の規定により検察官への送致を決定するに当たっては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならない。

(2) 検察審査会法等の適用の特例 (附則第7条から第10条まで関係)

当分の間、18歳以上20歳未満の者は検察審査員及び裁判員の職務に就くことができないこととするとともに、成人に達した者でなければ民生委員及び人権擁護委員の委嘱をすることができないこととする。

4 民法の成年年齢等の引下げに関する検討 (附則第11条関係)

国は、国民投票の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が18歳以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における18歳以上20歳未満の者と20歳以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする旨の規定を設ける。

5 その他

その他所要の規定の整理を行う。

27文科初第933号
平成27年10月29日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

小松親次郎

(印影印刷)

高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等
の生徒による政治的活動等について（通知）

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第75号）により、施行後4年を経過した日（平成30年6月21日）以後にその期日がある国民投票から、国民投票の期日の翌日以前に18歳の誕生日を迎える者は、投票権を有することになりました。また、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号）（以下「改正法」という。）により、施行日（平成28年6月19日）後に初めて行われる国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙から改正法が適用されることとなり、適用される選挙期日の翌日以前に18歳の誕生日を迎える等の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条の各項に規定する要件を満たす者は、国政選挙及び地方選挙において選挙権を有し、同法第137条の2により、選挙運動を行うことが認められることとなりました。

これらの法改正に伴い、今後は、高等学校、中等教育学校及び高等部を置く特別支援学校（以下「高等学校等」という。）にも、国民投票の投票権や選挙権を有する生徒が在籍することとなります。

高等学校等においては、教育基本法（平成18年法律第120号）第14条第1項を踏まえ、これまでも平和で民主的な国家・社会の形成者を育成することを目的として政治的教養を育む教育（以下「政治的教養の教育」という。）を行ってきたところですが、改正法により選挙権年齢の引下げが行われたことなどを契機に、習

得した知識を活用し、主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質や能力を育むことが、より一層求められます。このため、議会制民主主義など民主主義の意義、政策形成の仕組みや選挙の仕組みなどの政治や選挙の理解に加えて現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が国民投票の投票権や選挙権を有する者（以下「有権者」という。）として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが重要です。その際、法律にのっとった適切な選挙運動が行われるよう公職選挙法等に関する正しい知識についての指導も重要です。

他方で、学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められるとともに、教員については、学校教育に対する国民の信頼を確保するため公正中立な立場が求められており、教員の言動が生徒に与える影響が極めて大きいことなどから法令に基づく制限などがあることに留意することが必要です。

また、現実の具体的な政治的事象を扱いながら政治的教養の教育を行うことと、高等学校等の生徒が、実際に、特定の政党等に対する援助、助長や圧迫等になるような具体的な活動を行うことは、区別して考える必要があります。

こうしたことを踏まえ、高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等についての留意事項等を、下記のとおり取りまとめましたので、通知します。

また、このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、所管の高等学校等及び域内の市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校等に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の高等学校等及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長におかれては、設置する附属高等学校等に対して、御周知くださるようお願いいたします。

なお、この通知の発出に伴い、昭和44年10月31日付け文初高第483号「高等学校における政治的教養と政治的活動について」は廃止します。

記

第1 高等学校等における政治的教養の教育

教育基本法第14条第1項には「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とある。このことは、国家・社会の形成者として必要な資質を養うことを目標とする学校教育においては、当然要請されていることであり、日本国憲法の下における議会制民主主義など民主主義を尊重し、推進しようとする国民を育成するに当たって欠くことのできないものであること。

また、この高等学校等における政治的教養の教育を行うに当たっては、教育基本法第14条第2項において、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動」は禁止されていることに留意することが必要であること。

第2 政治的教養の教育に関する指導上の留意事項

1. 政治的教養の教育は、学習指導要領に基づいて、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施すること。また、教科においては公民科での指導が中心となるが、総合的な学習の時間や特別活動におけるホームルーム活動、生徒会活動、学校行事なども活用して適切な指導を

行うこと。

指導に当たっては、教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導すること。

2. 政治的教養の教育においては、議会制民主主義など民主主義の意義とともに、選挙や投票が政策に及ぼす影響などの政策形成の仕組みや選挙の具体的な投票方法など、政治や選挙についての理解を重視すること。あわせて、学校教育全体を通じて育むことが求められる、論理的思考力、現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力、現実社会の諸課題を見だし、協働的に追究し解決する力、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を身に付けさせること。

3. 指導に当たっては、学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、より一層具体的かつ実践的な指導を行うこと。

また、現実の具体的な政治的事象については、種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難である。加えて、一般に政治は意見や信念、利害の対立状況から発生するものである。そのため、生徒が自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことが重要である。したがって、学校における政治的事象の指導においては、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを理解させること。

さらに、多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することなどが重要であること。

その際、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げるような留意すること。また、補助教材の適切な取扱いに関し、同様の観点から発出された平成27年3月4日付け26文科初第1257号「学校における補助教材の適正な取扱いについて」にも留意すること。

4. 生徒が有権者としての権利を円滑に行使することができるよう、選挙管理委員会との連携などにより、具体的な投票方法など実際の選挙の際に必要な知識を得たり、模擬選挙や模擬議会など現実の政治を素材とした実践的な教育活動を通して理解を深めたりすることができるよう指導すること。

なお、多様な見解があることを生徒に理解させることなどにより、指導が全体として特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又は反対することとならないよう留意すること。

5. 教員は、公職選挙法第137条及び日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）第103条第2項においてその地位を利用した選挙運動及び国民投票運動が禁止されており、また、その言動が生徒の人格形成に与える影響が極めて大きいことに留意し、学校の内外を問わずその地位を利用して特定の政治的立場に立って生徒に接することのないよう、また不用意に地位を利用した結果とならないようにすること。

第3 高等学校等の生徒の政治的活動等

今回の法改正により、18歳以上の高等学校等の生徒は、有権者として選挙権を有し、また、選挙運動を行うことなどが認められることとなる。このような法改正は、未来の我が国を担っていく世代である若い人々の意見を、現在と未来の我が国の在り方を決める政治に反映させていくことが望ましいという意図に基づくものであり、今後は、高等学校等の生徒が、国家・社会の形成に主体的に参画していくことがより一層期待される。

他方で、①学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められていること、②高等学校等は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条及び第51条並びに学習指導要領に定める目的・目標等を達成するべく生徒を教育する公的な施設であること、③高等学校等の校長は、各学校の設置目的を達成するために必要な事項について、必要かつ合理的な範囲内で、在学する生徒を規律する包括的な権能を有するとされていることなどに鑑みると、高等学校等の生徒による政治的活動等は、無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるものと解される。

これらを踏まえ、高等学校等は、生徒による選挙運動及び政治的活動について、以下の事項に十分留意する必要がある。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）等の法律に基づき、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定が準用される住民投票において、投票運動を高等学校等の生徒が行う場合は、選挙運動に準じて指導等を行うこととし、日本国憲法の改正手続に関する法律第100条の2に規定する国民投票運動を高等学校等の生徒が行う場合は、政治的活動に準じて指導等を行うこととする。

【この通知の第3以下における用語の定義について】

「選挙運動」とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為をすることをいい、有権者である生徒が行うものをいう。

「政治的活動」とは、特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又はこれに反対することを目的として行われる行為であって、その効果が特定の政治上の主義等の実現又は特定の政党等の活動に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為をすることをいい、選挙運動を除く。

「投票運動」とは、特定の住民投票について、特定の投票結果となることを目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為をすることをいう。

1. 教科・科目等の授業のみならず、生徒会活動、部活動等の授業以外の教育活動も学校の教育活動の一環であり、生徒がその本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことについて、教育基本法第14条第2項に基づき政治的中立性が確保されるよう、高等学校等は、これを禁止することが必要であること。
2. 放課後や休日等であっても、学校の構内での選挙運動や政治的活動については、学校施設の物的管理の上での支障、他の生徒の日常の学習活動等への支障、その他学校の政治的中立性の確保等の観点から教育を円滑に実施する上での支障が生じないよう、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要であること。

3. 放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動については、以下の点に留意すること。

(1) 放課後や休日等に学校の構外で生徒が行う選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められる場合には、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要であること。また、生徒が政治的活動等に熱中する余り、学業や生活などに支障があると認められる場合、他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合、又は生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合には、高等学校等は、生徒の政治的活動等について、これによる当該生徒や他の生徒の学業等への支障の状況に応じ、必要かつ合理的な範囲内で制限又は禁止することを含め、適切に指導を行うことが求められること。

(2) 改正法により選挙権年齢の引下げが行われ、満18歳以上の生徒が選挙運動をできるようになったことに伴い、高等学校等は、これを尊重することとなること。

その際、生徒が公職選挙法等の法令に違反することがないように、高等学校等は、生徒に対し、選挙運動は18歳の誕生日の前日以降可能となることなど公職選挙法上特に気を付けるべき事項などについて周知すること。

(3) 放課後や休日等に学校の構外で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒が判断し、行うものであること。

その際、生徒の政治的教養が適切に育まれるよう、学校・家庭・地域が十分連携することが望ましいこと。

第4 インターネットを利用した政治的活動等

インターネットを利用した選挙運動や政治的活動については、様々な意見・考え方についての情報発信や情報共有などの観点から利便性、有用性が認められる一方で、送られてきた選挙運動用の電子メールを他人に転送するなどの公職選挙法上認められていない選挙運動を生徒が行ってしまうといった問題が生じ得ることから、政治的教養の教育や高等学校等の生徒による政治的活動等に係る指導を行うに当たっては、こうしたインターネットの特性についても十分留意すること。

第5 家庭や地域の関係団体等との連携・協力

本通知の趣旨にのっとり、現実の政治を素材とした実践的な教育活動をより一層充実させるとともに、高等学校等の生徒による政治的活動等に関して指導するに当たっては、学校としての方針を保護者やPTA等に十分説明し、共有すること等を通じ、家庭や地域の関係団体等との連携・協力を図ること。

担当：文部科学省初等中等教育局

(代表) 03-5253-4111

・本通知に関する一般的なお問合せ、生徒の政治的活動等に関すること

児童生徒課 企画係 (内線2559)

・政治的教養を育む教育に関すること

教育課程課 教育課程総括係 (内線2075)

・教員の政治的中立性に関すること

初等中等教育企画課 教育公務員係 (内線4675)

(参考条文)

○教育基本法（平成十八年法律第二十号）

（政治教育）

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

○義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第五十七号）

（特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせん動の禁止）

第三条 何人も、教育を利用し、特定の政党その他の政治的団体（以下「特定の政党等」という。）の政治的勢力の伸長又は減退に資する目的をもって、学校教育法に規定する学校の職員を主たる構成員とする団体（その団体を主たる構成員とする団体を含む。）の組織又は活動を利用し、義務教育諸学校に勤務する教育職員に対し、これらの者が、義務教育諸学校の児童又は生徒に対して、特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育を行うことを教唆し、又はせん動してはならない。

（罰則）

第四条 前条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）

（教育者の地位利用の選挙運動の禁止）

第一百三十七条 教育者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する幼保連携型認定こども園の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。

（事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反）

第二百三十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二百二十九条、第一百三十七条、第一百三十七条の二又は第一百三十七条の三の規定に違反して選挙運動をした者

二～四 （略）

2 （略）